

ガバナンス向上への取り組み

地域の皆さまから一層の信頼をいただくためには、ガバナンス（企業統治）の向上を図り、健全で透明性の高い経営を実践しなければなりません。

当金庫は、地域金融機関としての公共性と社会的責任に鑑み、以下の「内部管理基本方針」を定め、これに基づきリスク管理態勢やコンプライアンス態勢を構築・強化し、経営の健全性・適切性の確保に努めております。

内部基本方針

1 理事及び職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当金庫は、法令等遵守の徹底を最重要課題の一つと位置付け、法令等遵守態勢の整備・強化に取り組めます。

- ①コンプライアンス統括部門を設置し、法令・企業倫理遵守等に関する施策を講じるほか、「行動綱領」や「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、教育・研修を展開します。また、「反社会的勢力に対する排除基本方針」や「反社会的勢力等対応規程」等を定め、反社会的勢力等による被害を防止します。
- ②コンプライアンスに関する相談窓口を設置するほか、内部監査部門により定期的に法令等遵守態勢の有効性及び適切性に関する監査を行います。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当金庫は、法令及び内部規程に基づき、重要書類・重要情報等を適切に管理します。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当金庫は、リスク管理統括部門を設置し、機動的・効果的にリスクを管理します。

- ①当金庫における重要なリスク要因を特定し、リスクカテゴリーごとに管理部門を定め管理状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて経営会議等で審議します。
- ②自己資本の範囲内でリスクごとに限度額を設定する等、リスク量を経営体力と比較して分析することにより、不測の事態の発生を未然に防止します。
- ③リスク管理の実効性を確保するため、監査部門がリスク管理状況の監査を行い、必要に応じて改善すべき事項を指示するほか改善状況を検証します。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①適切かつ効率的な意思決定のため、経営上重要な事項は、常勤理事で構成する常勤理事会において予め議論を行い、その審議を経て理事会で執行を決定します。
- ②理事の職務執行について適切な監督がなされるよう、重要な業務執行等についても理事会に報告します。
- ③理事会において決定された経営計画や業務運営方針等の執行状況については、定期的に分析するほか必要に応じた見直しを行い、その状況等を理事会に報告します。

5 当金庫及び子法人等における業務の適正を確保するための体制

当金庫は、子法人等が行う業務が法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の適切性を確保するため、子法人等の業務状況や当金庫と当金庫の子法人等との取引に対する定期的なモニタリングを行う等の措置を講じるほか、法令等に抵触しない範囲で監事及び内部監査部門による監査を行います。

6 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

当金庫は、監査業務の実効性を確保するため、監事がその職務を補助すべき職員を求めた場合には、キャリア等を十分に考慮して補助すべき職員を配置します。

7 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当金庫は、監事の監査を補助する職員の独立性を確保するため、当該職員は監事の指揮命令下に置くほか、当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めます。

8 理事及び職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

当金庫は、監査業務の実効性を確保するため、監事に報告する体制、及び監事が必要な事項の報告を求める体制を整備するほか、事態認識後直ちに監事に報告しなければならない事項等を定めます。

9 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当金庫は、監事への報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保し、さらに、報告を行った者及びその内容に係る情報の管理体制を整備します。また、報告を行った者が不利な取扱いを受けた場合には金庫として厳格に対処します。

10 監事の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当金庫は、監事の職務執行において必要と認められる監査費用の前払や償還に関する金庫の方針等を定め、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとします。

11 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査業務の実効性を確保するため、必要に応じて監事と会合を持ち、当金庫が対処すべき課題、監査方針や監査計画、監査上の重要な課題、監査の実施状況及び提言・助言・勧告等について意見を交換します。
- ②監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社の取締役等との緊密な連携を図るほか、監事機能発揮の補完のために、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家を活用します。

リスク管理への取組み

金融機関を取り巻く経営環境が急速に変化する中で、信用金庫は直面するリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリー（信用リスク／市場リスク／オペレーショナル・リスク等）ごとに評価し、そのリスクを総体的に捉え、信用金庫の経営体力（自己資本）と比較することによって、自己管理型のリスク管理を行うこと（＝統合的リスク管理態勢）が求められております。

当金庫は今後とも地域の皆さまへ貢献していくため、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、経営全般にわたるリスクを統合的に把握・管理する態勢を強化し、金融環境の変化に適切に対応し健全経営の維持に努めております。

リスク管理の態勢

当金庫は、各部門の業務遂行上内在するリスクを正確に把握し適切に管理するとともに、リスク管理態勢の向上を図るための協議機関として「リスク管理委員会」を設置しております。

日常的なリスク管理は「統合的リスク管理規程」及び各種リスク管理規程等に則り、それぞれのカテゴリー別管理部門が

把握・管理する部門別リスク管理を行うとともに、統括部署であるリスク統括部がカテゴリー別管理部門と連携し、各種リスクの状況を包括的に把握・管理のうえ、「リスク管理委員会」で定期的に協議する態勢で取り組んでおります。

各リスクへの取組み

リスクの説明及び当金庫の取組み	
信用 リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランスを含む）の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。
	➤ 当金庫では、貸出資産の健全性を維持するために、融資部門と営業推進部門を明確に分離し、厳格な審査体制をとっているほか、「リスク管理債権管理要領」を制定し、与信ポートフォリオ管理により信用リスクの適正な把握を行い、融資部門が大口与信先を直轄支援先に選定し実態把握に努めるなど中間管理の徹底を図っております。 また、内部研修の実施や外部研修への派遣、本部による営業部店指導等を実施し、融資審査能力の向上を継続的に図っております。
	市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。具体的には、資産と負債の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券の価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」の3つのリスクがあります。
市場 リスク	➤ 当金庫では、有価証券や預け金等の運用に伴う市場リスクが、経営体力（自己資本）に比して過大とならないよう自己資本配分率に基づくリスク限度額を設定しているほか、経営体力及び市場流動性等の観点から、ポジション枠及びロスカットラインを設定し、厳格に運用・管理しております。 また、「資金運用検討委員会」を設置し、一定金額以上の有価証券購入など、余裕資金運用にかかる重要な対応を行う際には同委員会の審議を受けるなど、牽制機能を高めております。 さらに、市場リスクに適切に対応するため「リスク管理委員会」を設置し、経済・金利見通し等を含め定期的な協議を行っているほか、ALMシミュレーション結果等を活用し、より健全な資産・負債のバランス、収益性の向上、管理体制の充実等に努めております。
	流動性リスクとは、必要な資金調達ができない場合や高金利での調達が余儀なくされることにより、当金庫が損失を被る「資金繰りリスク」と、市場混乱等により市場での取引ができない場合や、自己の信用が低下し著しく不利な価格での取引をせざるを得ないことにより、当金庫が損失を被る「市場流動性リスク」があります。
流動性 リスク	➤ 当金庫では、「余資運用基準」に基づき、資金調達、運用方法、期間バランス等を定期的に把握するとともに、ポジション枠に基づく管理を厳格に行うことで、適切な資金の流動性を確保しております。 また、営業部店及び本部各部署との緊密な連携により、風評等の発生に繋がるような情報の早期把握に努めているほか、万が一、不測の事態が生じた場合においても、各役職員が迅速かつ適切な対応を図れる体制を構築しております。

リスクの説明及び当金庫の取組み	
オペ レー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク	オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象により当金庫が損失を被るリスクを総称したものです。
	➤ 当金庫では、「統合的リスク管理方針」に、オペレーショナル・リスクを「極小化すべきリスク」と定めております。 また、オペレーショナル・リスクは当金庫における全ての業務に存在することから、全役職員が業務遂行にあたり極小化に向けて取り組んでおります。
	事務リスクとは、役職員の事務ミス、あるいは事故や不正等により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。
シ ス テ ム リ ス ク	➤ 当金庫では、各営業部店及び本部各部に定期的な自主検査の実施を義務付けているほか、本部監査部門が定期的に臨店監査を実施し、厳格な事務の遂行状況をチェックする体制をとっております。 また、事務管理部門は、適時適切に事務取扱要領等の整備を実施しているほか、定期的に各営業部店を訪問し事務指導を行うなど、事務処理の堅確性確保に努めております。
	システムリスクとは、コンピューターシステムの障害または誤作動、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピューターシステムが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。
そ の 他 オ ペ レー シ ョ ナ ル リ ス ク	➤ 当金庫では、システムリスク管理規程やセキュリティポリシー等に基づき、システムの安全管理を徹底するとともに、システム管理者とシステム運用者を分離し相互牽制機能を高めております。 また、基幹コンピューター室への入室管理や、個々のPCに対する情報漏えい防止システムを導入し、コンピューターシステムの不正利用を抑止しているほか、情報システムについては作業前の運用チェックを日々実施するなど、システムリスク管理の実効性を高めております。
	その他オペレーショナル・リスクとは、金庫経営や金庫取引において法律や社会通念等を逸脱した行為が発生するなどの「法務リスク」、人事運営上の不公正やセクハラ・パワハラ等の差別的な行為が発生するなどの「人的リスク」、地震・台風・落雷等自然災害の発生や、強盗事件・火災等による「有形資産リスク」、資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力など当金庫の風評を形成する内容が低下するなどの「風評リスク」の4つのリスクがあります。
	➤ 当金庫では、例えば弁護士と連携してリーガルチェックを実施することにより法務リスクの未然防止に努めているほか、相談窓口の設置や定期的な面接の実施による人的リスクの抑止、あるいは、計画的な営繕対応による有形資産リスクの抑止など、その他オペレーショナル・リスク管理におきましても、リスク管理の徹底に努めております。